

移住者を対象に住宅リフォームに対する助成金を交付します。

本市に定住の意思のある移住者を対象に、市内に在する住宅で、居住の用に供する建物をリフォームする者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

■募集開始 / 6月12日(月)から予算額100万円に達するまで、先着順で受付します。

1. 助成金の額

リフォームに要した費用(消費税を除く)の10分5に相当する額とし、20万円を限度とする(千円未満切捨て)。

2. 募集件数

予算額100万円で助成金の額の上限が20万円のため5件以上

※件数は、それぞれの工事費により異なります。

3. 対象者 ※すべての要件を満たすこと。

(1) 次にいづれかに該当する者であること。

ア 移住者のうち、転入前にあつては実績報告の日までに転入届を提出する者

イ 移住者のうち、転入後にあつては転入した日から6箇月以内に助成金の交付の申請を行う者

(2) 本人及び同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。

(3) 過去にこの助成金の交付を受けていないこと。

(4) 助成を受けようとするリフォームについて、その他の公的制度による補助などを受けていないこと。

(5) 本人及び同一世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※移住者とは、平成29年4月1日以降に志摩市に転入し定住の意思のある者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 当該転入前6箇月以内に志摩市に住所を有していた者

イ 本人及び同一世帯に属する者の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住である者

ウ 志摩市に住民登録のある者との結婚による転入を行う者

4. 対象工事 ※すべての要件を満たすこと。

(1) 「志摩市移住促進住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱」別表に掲げる工事内容であること。

※対象工事例：既存住宅の増改築、浴室・キッチン・トイレ等の改修、屋根の葺替、外壁の張替及び塗装、床材・内壁・天井の張替及び塗装、雨どい等の取替、建具の取替など。

(2) リフォームに要する費用(消費税を除く)が20万円以上であること。

(3) 市内業者がリフォームに係る工事を施工すること。

(4) 平成30年3月末までに完成する工事であること。

5. 対象とならない工事

(1) 着工中及び完成した工事

(2) 門扉、塀、庭などの外構工事

(3) 住宅以外のリフォーム(倉庫や店舗など)

(4) 新築及び解体工事

(5) 白アリ駆除やハウスクリーニング等

(6) テレビ、エアコン等の電化製品を設置または取替え工事

6. 申 込 方 法

「助成金交付申請書」へ必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、下記までお申し込みください。

志摩市 建設部 都市計画課(3階17番窓口)

7. 留 意 事 項

事業の詳細は、「志摩市移住促進住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱」をご覧ください。

8. 申 込 ・ 問 い 合 わ せ 先

都市計画課 ㊦ 44-0305 ㊧ 44-5262 ㊮ toshikeikaku@city.shima.lg.jp